官　報

財　政

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第九条第三項の規定に基づき、地方財政審議会から、次のとおり今後目指すべき地方財政の姿と平成二十七年度の地方財政への対応についての意見の提出があったので、公表する。

平成二十七年一月二十七日　　総務大臣　山本　早苗

今後目指すべき地方財政の姿と平成27年度の地方財政への対応についての意見

平成26年12月26日
地方財政審議会

当審議会は、今後目指すべき地方財政の姿と平成27年度の地方財政への対応について検討した結果、次のとおり結論を得たので、総務省設置法第９条第３項の規定により意見を申し述べる。

はじめに　～生活の安心、地域の課題克服に向けて～

我が国は、2008年をピークとして人口減少社会に突入した。政府は、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、『まち・ひと・しごとの創生』（地方創生）の一体的な推進に取り組んでいる。

地域社会が多様化する中、地域ごとに抱える課題は異なり、その解決のための処方箋も異なる。地方創生は、地域の実情に応じて、自らの発想と活動により推進されることが重要である。また、人口減少の克服といった構造的な課題に対しては、対症療法的なものではなく、長期的な視野を持った息の長い取組が必要である。さらに、地方が自主的・主体的に地方創生に取り組むためには、その基盤となる地方分権改革の推進が重要である。

子育てに関する不安、老後生活への不安、雇用の不安、災害や事故への不安。人々の抱える様々な不安に対し、地方自治体は多様なセーフティネットを構築することにより、住民に安心や幸せをもたらしている。人口減少社会にあっても、地方自治体は行政サービスを安定的に提供し、住民生活の安心を確保することが求められている。

地方自治体が、人口減少を克服し、地方創生を成し遂げるとともに、住民生活の安心を確保する役割をきちんと果たしていくためには、確固とした地方財政の土台が不可欠である。必要な歳出総額及び一般財源総額を安定的に確保することはもとより、地方創生などの喫緊の課題に対応するための財源もしっかりと確保しなければならない。

これらを踏まえ、当審議会では、今後目指すべき地方財政の姿と平成27年度の地方財政への対応についての意見を提出することとした。

なお、目指すべき地方税制の姿と平成27年度地方税制改正等への対応については、平成26年12月19日の当審議会意見「平成27年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見」のとおりである。

第一　今後目指すべき地方財政の姿

１．息の長い地方創生の推進

地方の再生なくして日本の再生なし。いまだ日本の隅々にまで行き渡っているとはいえない景気回復の実感を全国津々浦々に届けること、急速に人口減少・高齢化が進行している中、人口減少を克服し、地方創生を推進することは、我が国の最重要課題である。

地方創生は、国と地方の役割分担の下、地域の課題解決については地域の実情を踏まえ、地方の創意と責任で推進するとともに、地方自治体が各般の施策を有機的に関連づけて、総合的に、息長く推進していくことが重要である。

また、地方自治体間の連携や公共施設等の適正配置の推進のように、人口減少社会において、地方自治体がいかにして公共サービスを安定的に提供するかという視点も重要である。

２．住民生活の安心の確保

社会保障のうち、年金を除く医療、介護、子育て、障害者福祉などの多くは現物サービスであり、住民に身近な地方自治体を通じて国民に提供されている。

政府は、税制抜本改革法の規定[1]に基づき、経済状況等を総合的に勘案した結果として、デフレから脱却し、経済成長を確かなものとするため、消費税率（国・地方）10％への引上げを平成29年４月に延期することとした。

今後、この方針に基づき、社会保障・税一体改革が推進されることとなるが、社会保障の充実とその財源の確保の重要性には変わりなく、社会保障分野において重要な役割を果たしている地方自治体に必要な社会保障財源を確保していかなければならない。

また、地方自治体は、社会保障の他にも、教育、防災・減災、社会資本整備など、住民に身近なところで、行政サービスを提供している。

人口減少社会の到来、少子高齢化の進展、雇用環境や産業構造の変化など社会経済情勢が大きく変化している中にあっても、すべての地域において、地方自治体が行政サービスを安定的に提供し、住民生活の安心を確保することが必要である。

３．目指すべき地方財政の姿

⑴　持続可能な地方財政基盤の構築

我が国では、住民への行政サービス提供の主な担い手は地方自治体である。国と地方を通じた歳出のうち、社会保障、教育、社会資本整備など住民に身近な行政サービスに関連する経費は、地方自治体を通じて支出される割合が高い（資料１）。

地方自治体が、行政サービスを安定的に提供し、住民生活の安心を確保するとともに、我が国の最重要課題である地方創生に自主的・主体的に取り組むことができるようにするためには、地方の財政基盤が持続可能なものであることが必要である。

このため、地方自治体が実施すべき行政サービスに必要な額を歳出総額として確保し、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保することが必要である。

また、地域経済再生が財政健全化を促し、財政健全化の進展が地域経済再生の一段の進展に寄与する好循環の形成を目指し、「地域経済再生と財政健全化の両立」に向けた努力を継続しなければならない。

⑵　地方の自立性の向上

地方創生は、地域の実情に応じ、地方の創意と責任で推進されることが重要である。また、地域社会が多様化する中にあって、住民生活の安心を確保するためには、行政サービスを安定的に提供することはもとより、住民ニーズを的確に把握し、創意工夫を凝らして取り組むことが期待される。

このためには、地方の自立性を向上させることが必要である。具体的には、地方への義務付け・枠付けの見直しや権限移譲の推進など地方分権改革を一層推進することが求められる。また、地方の行政の質と効率性のさらなる向上に努める必要がある[2]。

さらに、地方分権を支える基盤である地方税の増収に取り組むことも必要である。このため、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築しながら歳入に占める地方税収の割合を高めるとともに、地域経済の活性化による地方税の増収に取り組まなければならない。

第二　平成27年度の地方財政への対応

１．地方一般財源総額の確保

⑴　一般財源総額の確保等

○　一般財源総額の確保

地方自治体が住民サービスを安定的に提供していくためには、メリハリをつけた歳出の重点化・効率化を実施する中で、社会保障関係費、教育、防災・減災、社会資本整備などに必要な歳出総額をきちんと確保する必要がある。加えて、景気回復の実感を全国津々浦々にまで届けることが現下の最重要課題であることから、地方創生を推進するための事業費と財源を確保することも必要である。